

尾張旭市監査公表第20号

平成31年4月26日付け尾張旭市監査公表第14号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会文化スポーツ課

監査の指摘事項	措置状況
体育施設整備工事関係綴において、施行伺い、契約書本体及び契約書に添付されている仕様書に記載されている工期が統一されていないものが見受けられた。	指摘事項については、今後同様の誤りがないよう、入念に確認し適切に事務処理を行います。
社会体育振興事業業務委託において、5月及び8月に前金払が必要としているが、金額の根拠が明らかにされていない。	指摘事項については、その根拠を明確にするとともに、今後同様の誤りがないよう、適切に事務処理を行います。